

令和5年12月28日

土木部監理課 入札・契約G
担 当 新田
内 線 5023
外 線 076-225-1712

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者名及び住所

高藤建設工業株式会社 小松市戸津町ヨ29-3

2 指名停止期間

令和5年12月28日 から 令和6年1月10日 まで（2週間）

3 指名停止事由

令和5年12月22日、南加賀土木総合事務所発注の「主要地方道 丸山加賀線 地方道改築（防災安全）工事（那谷川橋梁A2橋台工）」において、下請業者の作業員が足場設置作業時に安全帯を使用せず、足場作業床から転落し、負傷した。

小松労働基準監督署は、令和5年12月27日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱
別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
（工事関係者事故） 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内